

令和5年1月

お客さま各位

米子瓦斯株式会社
代表取締役 宇野 松人

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る都市ガス料金の特別措置について

拝啓

平素は米子ガスをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、都市ガス原料であるLNG（液化天然ガス）の価格高騰に伴い、全国的に都市ガス価格に含まれている原料費調整単価（※）が上昇しています。このような都市ガス料金の上昇によって影響を受ける家庭および企業を直接的に支援することを目的として、政府は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施することになりました。

これを受けて、弊社は下枠の通り都市ガス料金の特別措置を行います。

令和5年2月検針分から同年9月検針分までの原料費調整単価	1 m ³ 当たり 30円値引き
令和5年10月検針分の原料費調整単価	1 m ³ 当たり 15円値引き

(価格はいずれも税込)

今後とも『安心・安全』を第一に、お客さまの快適な毎日に貢献することを基本理念として、より一層の経営努力を行ってまいりますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

※原料費調整単価とは

原料費調整制度に基づき都市ガス原料となるLNG（液化天然ガス）やLPG（液化石油ガス）の原料価格の変動に応じてガス料金を調整する金額のことで、毎月変動しています。

基準となる原料価格と比較して、原料価格が上昇した場合は原料費調整単価がプラスとなり、原料価格が低下した場合は原料費調整単価がマイナスとなります。

都市ガス料金の算定方法

$$\begin{aligned} \text{都市ガス料金} &= \text{基本料金} + \text{従量料金} \\ &= \text{基本料金} + (\text{基準単位料金} \pm \text{原料費調整単価}) \times \text{ガス使用量} \end{aligned}$$

今回の特別措置での値引き対象

お問い合わせ先
米子ガス(株)お客様センター
TEL:0120-475-002
営業時間…9:00~17:00